

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 さいたま幸手線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
白岡市太田新井字中一一八三番二地 先から同市太田新井字北一五三九番 地先まで	白岡市岡泉字丸山一二六一番一地先 から同市岡泉字下道一二八一番一地 先まで		区 間
一二・二七〇 一七・四四	一二・八六〇 一六・四九	一二・六四〇 一五・五三	敷地の幅員 (メートル)
二〇五・一七	一九四・五八		延長 (メートル)
			備 考